



世界禁煙デー世論調査 2023

報告書

令和5年5月31日

国立研究開発法人 国立がん研究センター



## 世界禁煙デー世論調査 2023

### 目次

1. 調査の目的 .....	3
2. 調査の概要 .....	3
3. 調査結果.....	5
(1) 受動喫煙対策についての認知状況 .....	5
(2) 喫煙環境を示す標識について .....	9
(3) たばこの配慮義務について .....	13
(4) 喫煙できる場所について.....	17
(5) 政府に力を入れてほしいたばこ対策.....	23
4. 参考資料.....	24
(1) 2020年4月完全施行、改正健康増進法のポイント .....	24
(2) 2023年世界禁煙デーのWHOテーマ .....	26
(3) 厚生労働省 禁煙週間のテーマ .....	27

## 世界禁煙デー世論調査 2023

### 改正健康増進法施行 3 年後の受動喫煙対策

#### 【結果のポイント】

- 法律が変わって受動喫煙対策が強化されたことを知らない人が多い  
(喫煙者は 6 割が知っているが、非喫煙者では 3 割に過ぎない)
- 店舗入り口の標識についても、「見た」と回答した人が少ない  
(喫煙者は 6 割が「見た」が、非喫煙者で「見た」人は 3 割にも満たない)
- けむいモンは、ほとんど知られていない
- 非喫煙者は、周囲に人がいる場所で喫煙しない配慮を求めている
- 他人の煙は不快  
(非喫煙者では 8 割の人が不快。喫煙者でも他人の煙は 36%が不快)
- 他人の煙を不快に感じた場所は路上が多い
- 喫煙できる場所は減っていると感じる
- 喫煙室／喫煙所の設置は、喫煙者には支持されるが、非喫煙者では認識がわかる
- 政府が力をいれてほしいたばこ対策としては、たばこ税増税、受動喫煙対策の強化、健康影響の普及啓発が挙げられた

#### 【調査から見えた課題】

- ☑ 法改正の普及啓発を進める必要がある
- ☑ 標識の掲示促進や認知の向上の取り組みが求められる
- ☑ 配慮義務の具体例を明確化
- ☑ 屋内対策が進んできており、路上が次の検討課題として挙がりつつある
- ☑ 喫煙室／喫煙所については、詳細な国民ニーズの把握、分析が必要
- ☑ ニーズの強いたばこ税増税、受動喫煙対策の強化、健康影響の普及啓発への対応

## 1. 調査の目的

改正健康増進法の施行に伴い、受動喫煙対策が強化された。令和2年(2020年)4月1日より、学校、病院、行政機関などは原則敷地内禁煙、その他の多数の者が利用する施設では原則屋内禁煙となった。既存の小規模飲食店など例外的な施設についての経過措置が設けられたものの、喫煙場所が設置されている施設については標識の掲示が求められたことから、標識を意識して行動すれば望まない受動喫煙を防ぐことができるようになった。

また、改正法では必要に応じて施行後5年後の見直しを行うことも盛り込まれており、喫煙環境の実態や国民の意識に基づいて見直しを検討することになる。

こうしたことから、たばこを取り巻く実態や対策に関する国民の意識を把握することを目的に調査を実施した。なお、具体的なたばこ対策の検討や実施にあたっては、国民世論の動向だけでなく、代替案やコスト、政策効果などを政策の特性に応じて比較衡量する必要がある。したがって本調査結果は、あくまで政策検討のための参考の一つとしての位置づけとする。

## 2. 調査の概要

(1) 実施期間： 令和5年4月19日(水) から4月26日(水)

(2) 実施方法： インターネット・アンケート調査  
(株式会社ネオマーケティングへ委託)

(3) 財源： 厚生労働省、国立がん研究センター委託事業費 たばこ情報収集・分析事業

(4) 回答者：

18歳以上の男女を対象に、成人年齢とたばこに関する意識や認識について調査を行った。

回答者の属性は、下記のとおり。20歳以上の2000人については、喫煙者、非喫煙者を各1000人とし、年代別の属性人口に応じた回答数となるようにした。

- 喫煙者 1000人
- 非喫煙者 1000人

人口統計および国民健康栄養調査の年代別の喫煙者割合をもとに、喫煙者および非喫煙者それぞれについて年代別の人口を推計し、人口に応じた割り付けを行った(表1)。18歳および19歳については、割当なく期間内の回答を全数回収した。回収数は、29人であった。

表1 年代別・喫煙状況別の回答者数

	男性			女性			男女
	喫煙	非喫煙	計	喫煙	非喫煙	計	合計
20代	91	56	147	26	65	91	238
30代	129	55	184	28	73	101	285
40代	183	67	250	50	93	143	393
50代	145	66	211	58	83	141	352
60代	129	61	190	37	84	121	311
70代以上	97	115	212	27	182	209	421
合計	774	420	1194	226	580	806	2000

なお、「インターネット調査」には、(1) インターネット画面上で回答する、(2) 調査対象が登録モニターである、という二つの特徴がある。前者は「測定誤差」、後者は「サンプリング・バイアス」の規定要因となり調査結果の誤差に影響を与える可能性がある。そこで委託先に、広範なカバレッジの中から確率的に回答者を集める方法が採られていること、モニターの募集、管理が適切になされ、質の確保がなされていることを確認している。

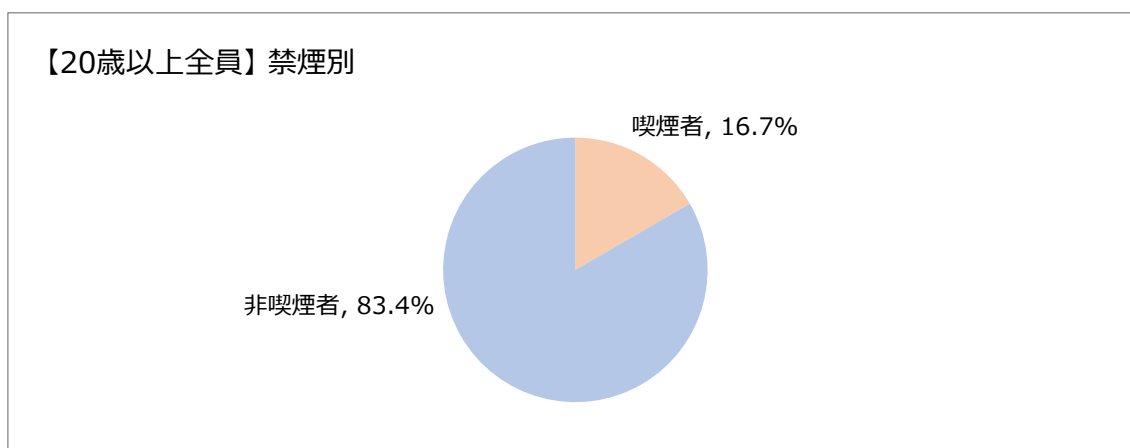


図1 喫煙率に応じた調整（ウエイトバック）

サンプリング・バイアスに関しては、性別、年齢別、喫煙状況の比率を考慮した回収数とするとともに（表1）、全体に占める割合については、喫煙率に応じた調整（ウエイトバック）を行い、わが国成人の喫煙状況の補正を行って、母集団構成比を復元した（図1）。

### 3. 調査結果

#### (1) 受動喫煙対策についての認知状況

受動喫煙対策が強化されたことを知っているか質問した。「法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていた」と回答した人は喫煙者で 60.7%、非喫煙者で 29.6%、全体で 34.8%であった（図 2～4）。法律が変わったことを知らなかった（今はじめて知った）人は、非喫煙者では約半数の 49.2%にも達しており、改正法の普及啓発は、施行後 3 年を経過した現状においても大きな課題であることがわかる（図 3）。

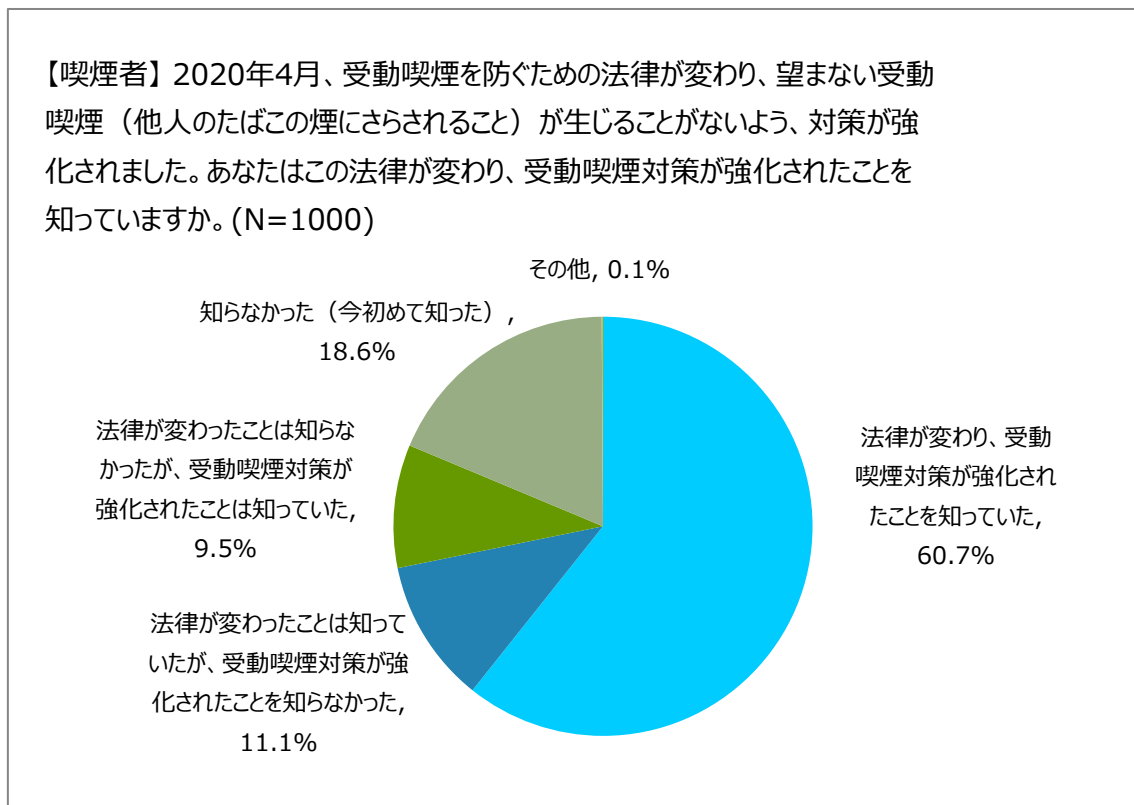


図 2 【喫煙者】受動喫煙対策が強化されたことの認知度について

【非喫煙者】2020年4月、受動喫煙を防ぐための法律が変わり、望まない受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が生じることがないように、対策が強化されました。あなたはこの法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていますか。(N=1000)

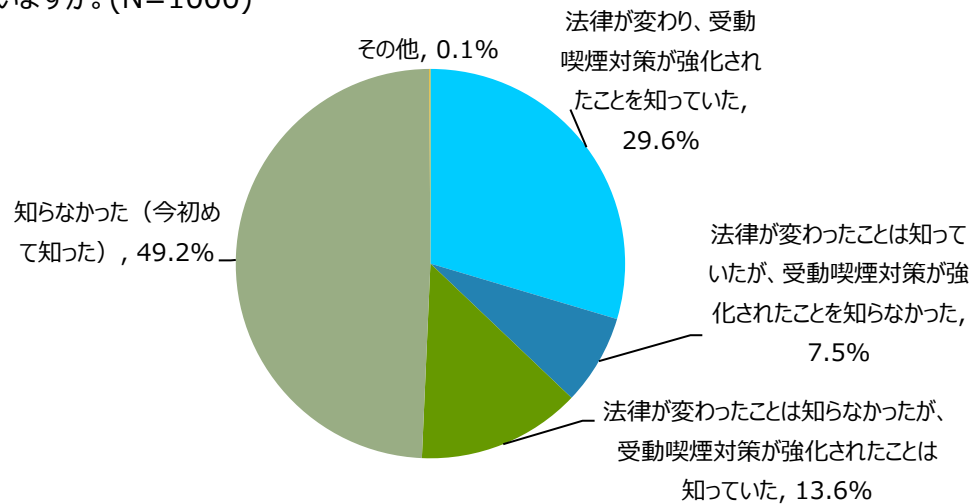


図3 【非喫煙者】受動喫煙対策が強化されたことの認知度について

【20歳以上全員】2020年4月、受動喫煙を防ぐための法律が変わり、望まない受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が生じることがないように、対策が強化されました。あなたはこの法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていますか。

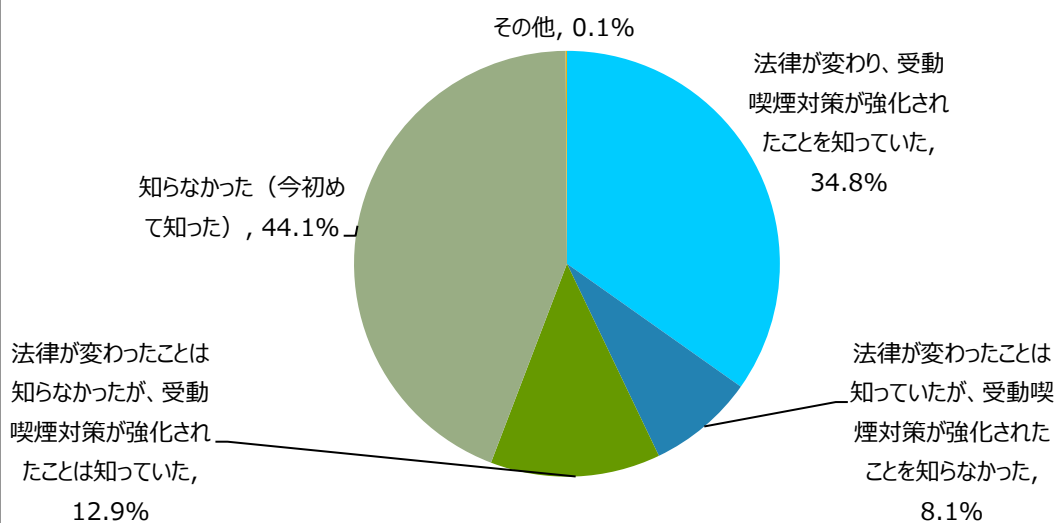


図4 【20歳以上全員】受動喫煙対策が強化されたことの認知度について（ウエイトバック）

【20歳以上全員】2020年4月、受動喫煙を防ぐための法律が変わり、望まない受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が生じることがないように、対策が強化されたことについて『1.法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていた』～『3.法律が変わったことは知らなかったが、受動喫煙対策が強化されたことは知っていた』と答えた方にお伺いします。法律が変わったこと、受動喫煙対策が強化されたことについて、以下に具体的な内容をお示します。この中で知っていることをすべてお答えください。

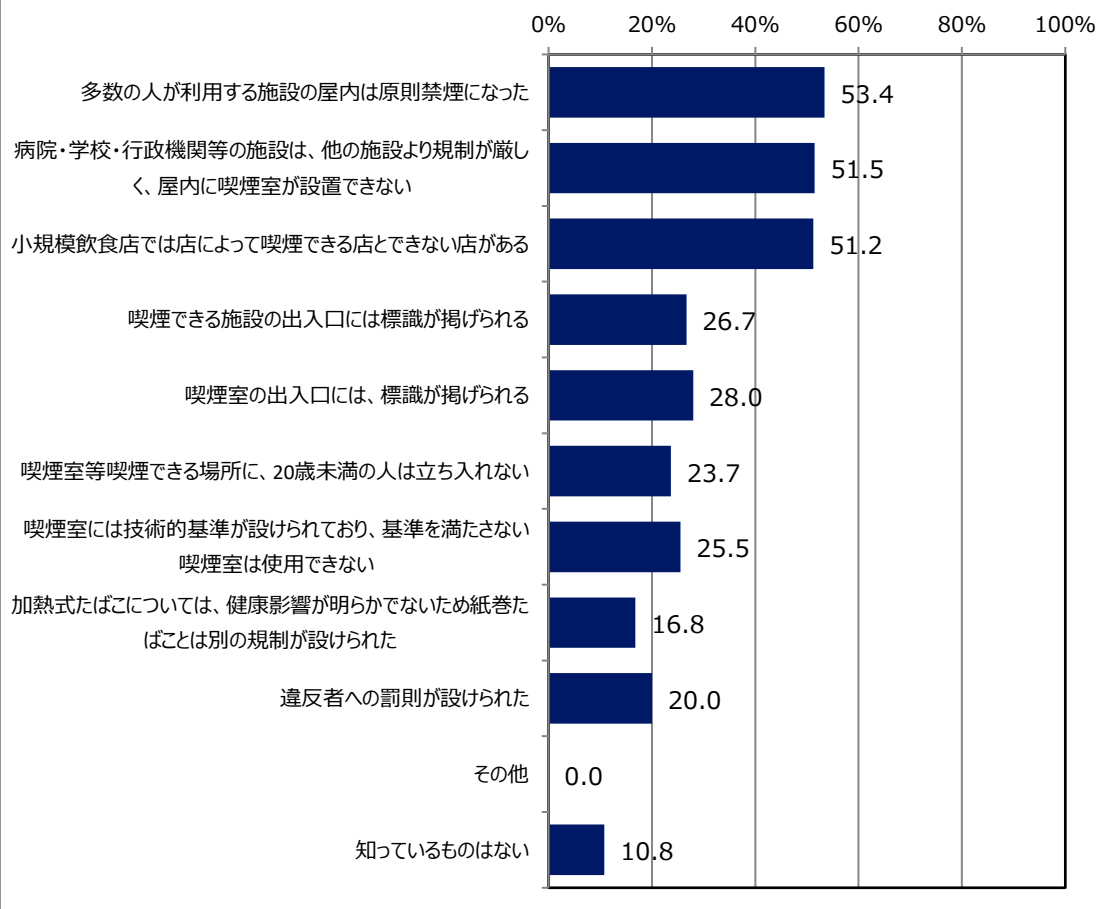


図5 【20歳以上全員】受動喫煙対策の強化について知っていること（ウエイトバック）

『1.法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていた』～『3.法律が変わったことは知らなかったが、受動喫煙対策が強化されたことは知っていた』と答えた人を対象に、受動喫煙対策の強化されたことについての知識を質問した。

「多数の人が利用する施設の屋内は原則禁煙になった」と答えた人は53.4%、「病院・学校・行政機関等の施設は、他の施設より規制が厳しく、屋内に喫煙室が設置できない」51.5%、「小規模飲食店では店によって喫煙できる店とできない店がある」51.2%であった（図5）。



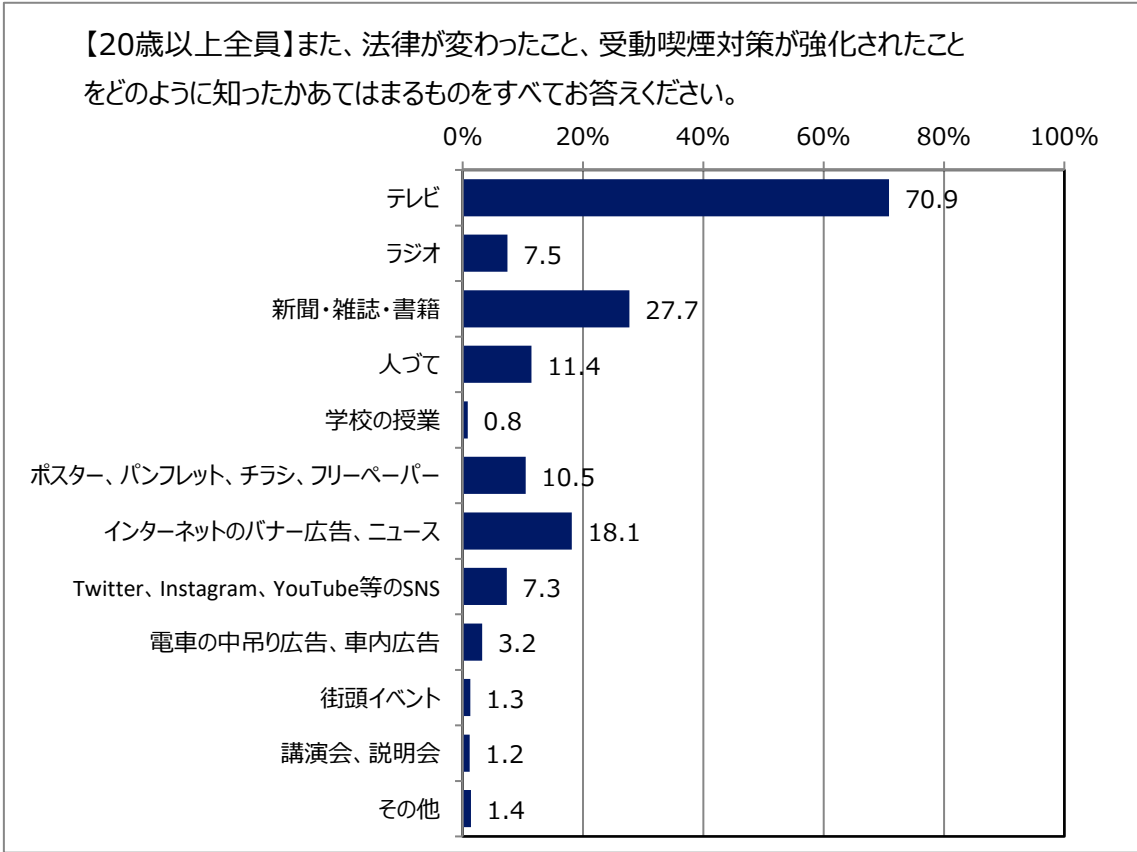


図 6 【20 歳以上全員】受動喫煙が強化されたことをどのように知ったか

受動喫煙対策が強化されたことをどのように知ったかについては、「テレビ」が 70.9%、「新聞・雑誌・書籍」27.7%、「インターネットのバナー広告、ニュース」18.1%と続いた（図 6）。スマートフォン普及とそれに伴うインターネットコンテンツ利用によるテレビ離れの傾向があるものの、受動喫煙対策については、現在なおもテレビの影響が大きいことがうかがえる結果となった。

## (2) 喫煙環境を示す標識について

喫煙環境を示す標識（図7）を飲食店等で見たことがあるかどうか質問した。

喫煙環境を示す標識を飲食店等で見たことが「ある」と回答した人は喫煙者では62.4%、非喫煙者では28.3%に留まった（図8、9）。標識を見たことが「ない」という回答割合は、非喫煙者で71.7%、全体でも66.0%にも達しており（図9、10）、認識や意識の低さに大きな課題がある。



図7 喫煙環境を示す標識

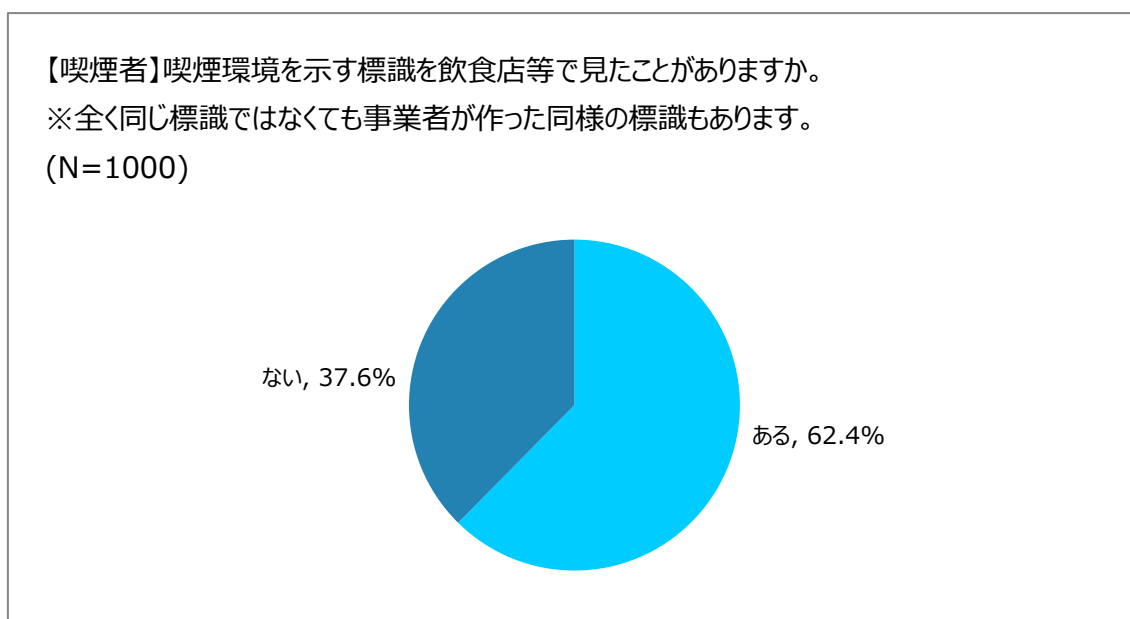


図8 【喫煙者】 喫煙環境を示す標識を飲食店等で見たことがあるか

【非喫煙者】喫煙環境を示す標識を飲食店等で見たことがありますか。  
※全く同じ標識ではなくても事業者が作った同様の標識もあります。  
(N=1000)

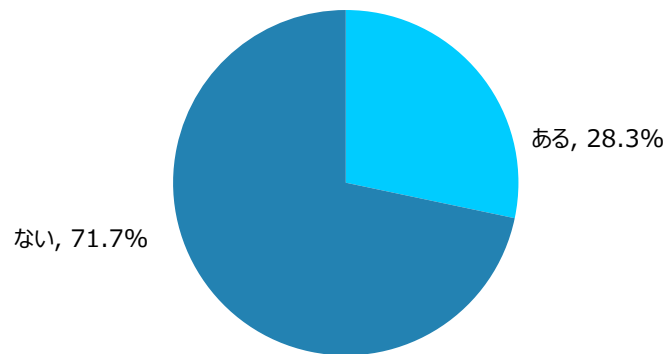


図 9 【非喫煙者】 喫煙環境を示す標識を飲食店等で見たことがあるか

【20歳以上全員】喫煙環境を示す標識を飲食店等で見たことがありますか。  
※全く同じ標識ではなくても事業者が作った同様の標識もあります。

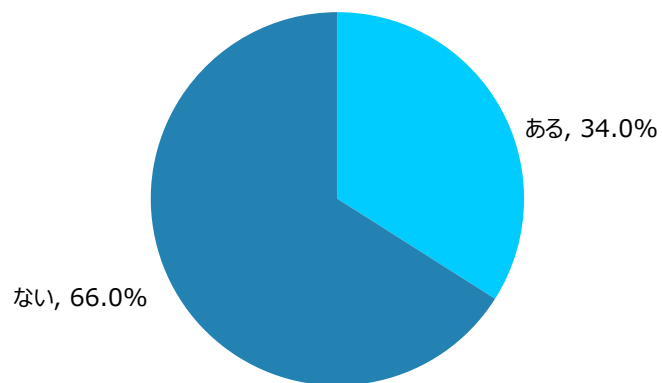


図 10 【20歳以上全員】 喫煙環境を示す標識を飲食店等で見たことがあるか (ウエイトバック)

喫煙エリアへの立ち入り禁止標識（図 11）について、20 歳未満の人が立入禁止になったことを標識から「認識できる」と答えた人は 64.7%、「認識できない」と答えた人は 35.3%であった（図 12）。

ピクトグラムから意図を読み取れ、理解できることが確認された。標識自体に問題があるのではなく、標識があるという意識、認識の低さに課題があると考えられる。



図 11 喫煙エリアへの立ち入り禁止標識

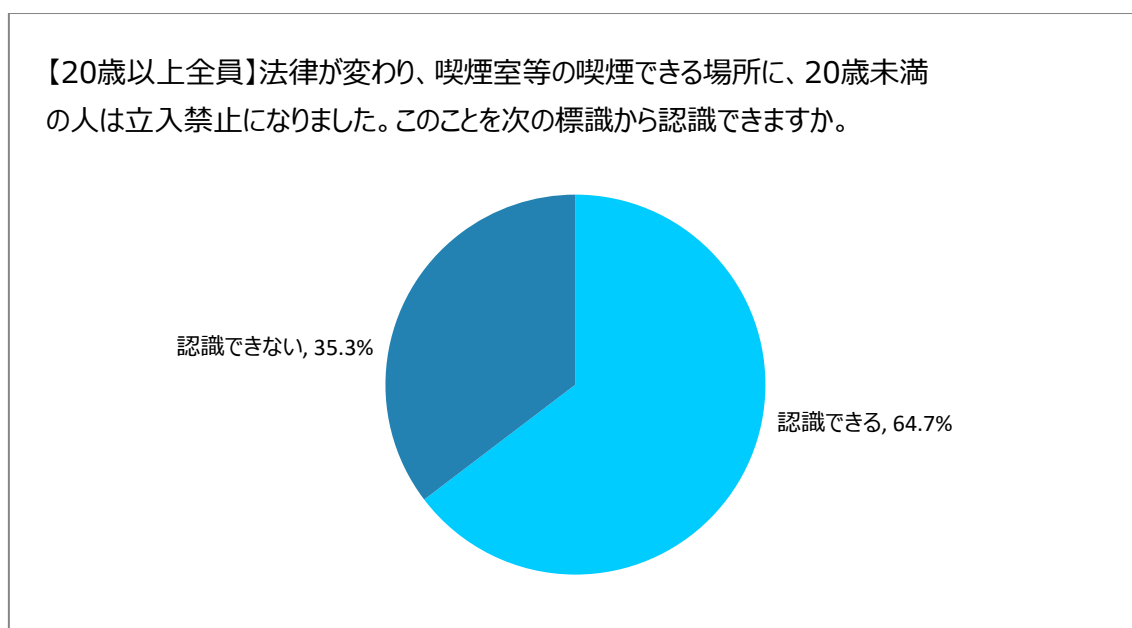


図 12 【20 歳以上全員】喫煙エリアへの立ち入り禁止標識について、20 歳未満の人が立入禁止になったことを標識から認識できるか（ウエイトバック）

受動喫煙対策推進マスコット「けむいモン」(図 13) について知っているか質問したところ、「見たこともなく知らない」と回答した人が 89.9%であった。

「知っている」と回答した人はわずかに 3.4%、「見たことがあるが、何のマスコットか知らない」と回答した人も 6.7%に過ぎなかった(図 14)。



図 13 受動喫煙対策推進マスコット「けむいモン」

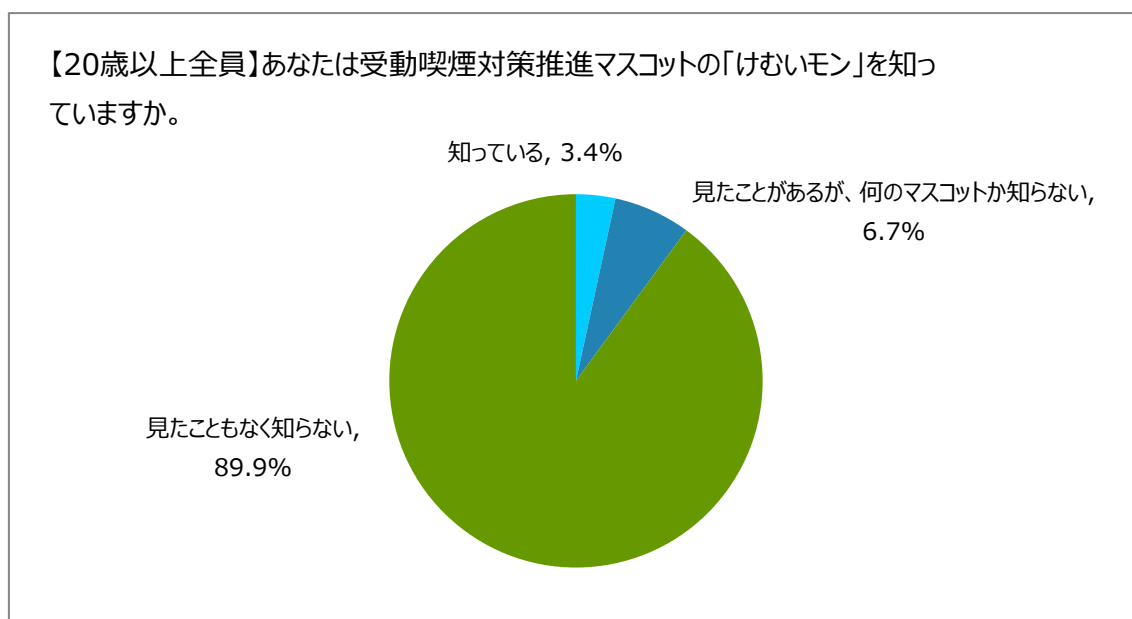


図 14 【20歳以上全員】「けむいモン」を知っているか (ウエイトバック)

### (3) たばこの配慮義務について

たばこの配慮義務について良いと思うものを質問したところ、「周囲に人がいる場所では喫煙しない」と回答した人は非喫煙者で 65.8%だった。次いで「子どもが同乗する自家用車内では喫煙しない」が 59.7%、「子どもや患者等の特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙しない」が 58.1%、「自宅でも同居家族や子どもが同じ部屋にいるときには喫煙しない」が 55.3%であった（図 16）。非喫煙者にとって配慮義務とは、人がいる場所、特に子どもがまわりにいる場所では喫煙しないことと認識されているようだ。

喫煙者でも同じ選択肢で選択回答が多い傾向がみられるが、その割合は非喫煙者に比べて低く、最も多かった「周囲に人がいる場所では喫煙しない」でも 46.0%と、5割に満たなかった（図 15）。

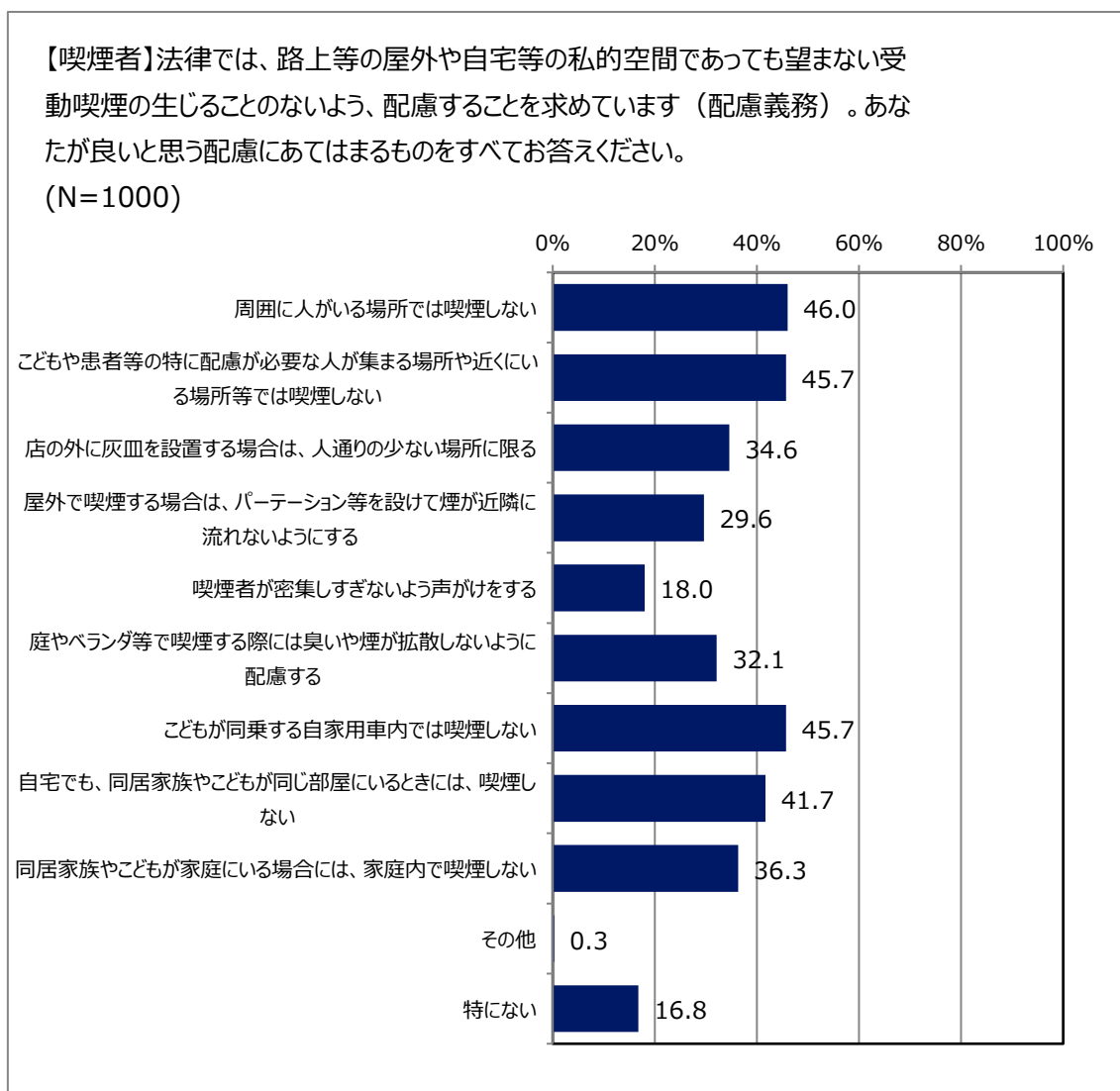


図 15 【喫煙者】 たばこの配慮義務について、良いと思うもの

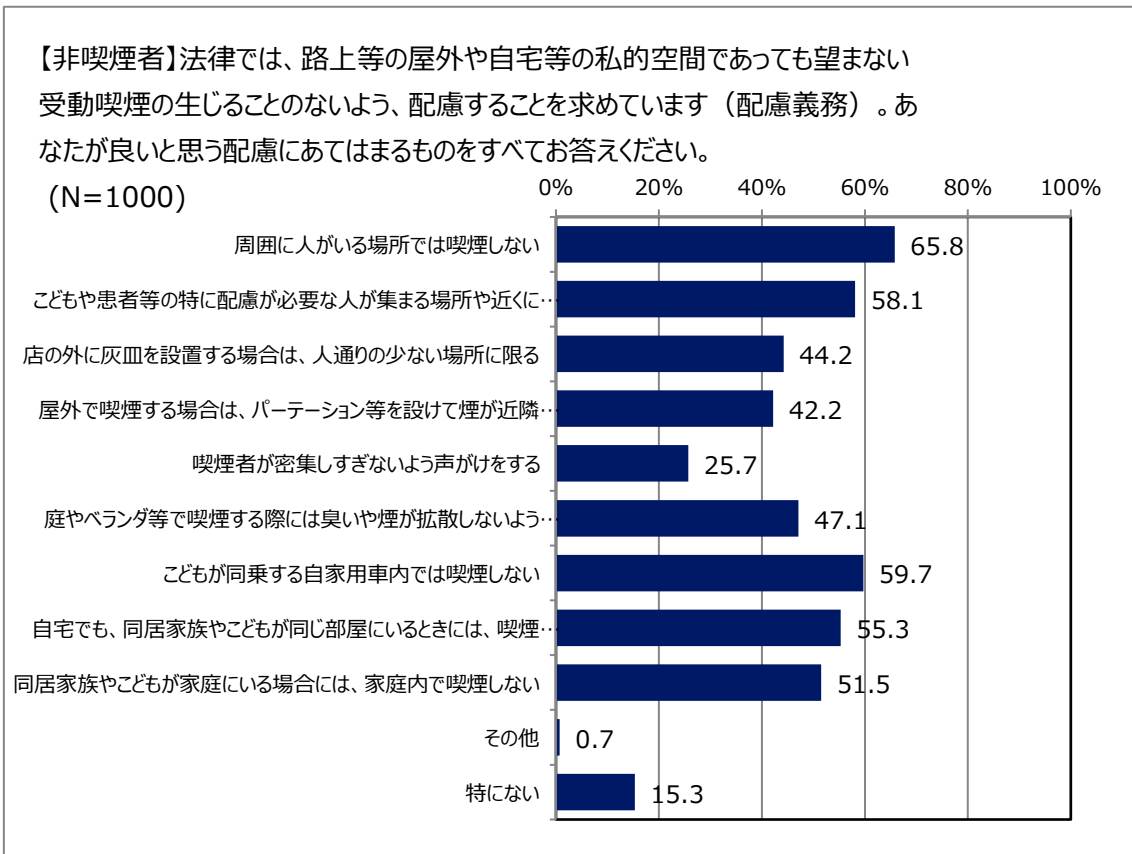


図 16 【非喫煙者】たばこの配慮義務について、良いと思うもの

受動喫煙を「不快に思う」と回答した人は非喫煙者で 77.2%に達した（図 18）。一方、喫煙者では「不快に思う」36.2%、「どちらとも言えない」40.6%、「不快に思わない」23.2%であり、喫煙者も 36.2%が他人の煙を不快に感じていた（図 17）。全体では、「不快に思う」が 7 割を超える結果であった（図 19）。

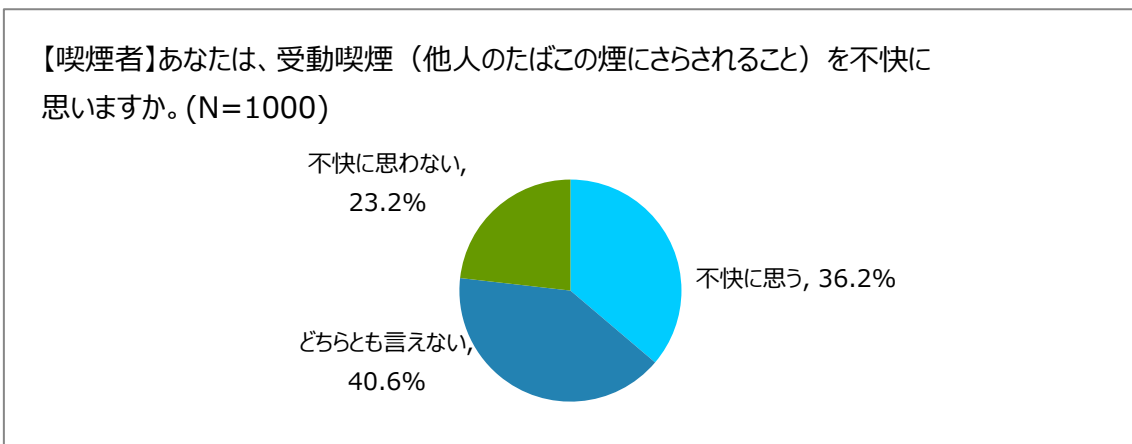


図 17 【喫煙者】受動喫煙を不快に思うか

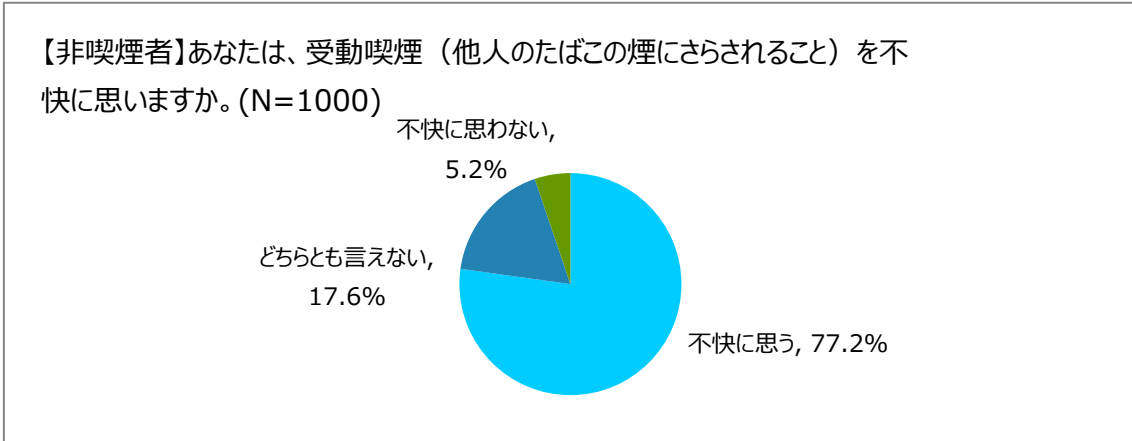


図 18 【非喫煙者】受動喫煙を不快に思うか

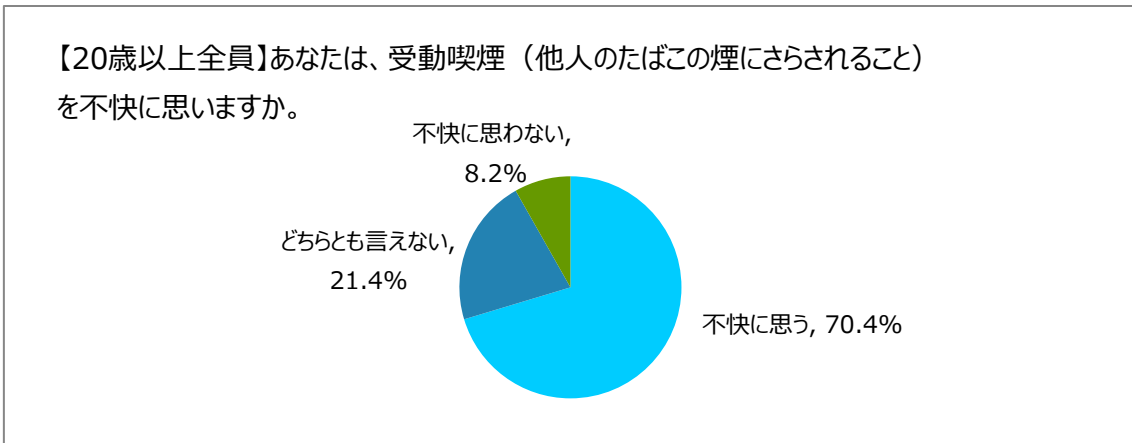


図 19 【20歳以上全員】受動喫煙を不快に思うか（ウエイトバック）

受動喫煙で不快な思いをした場所について質問したところ、喫煙者・非喫煙者共通で「路上」が最も多く、喫煙者で 64.1%、非喫煙者で 73.4%となった（図 20、21）。喫煙者では「屋内喫煙所の近く」が 34.3%、「食堂・レストラン・フードコートなどの主に食事を提供する店舗」が 31.2%と続いた（図 20）。

非喫煙者では、「食堂・レストラン・フードコートなどの主に食事を提供する店舗」が 47.8%、「屋内喫煙所の近く」が 40.5%であった（図 21）。

改正法により屋内の受動喫煙対策が進んできたことから、屋内において他人の煙で不快に感じる機会が少なくなってきたため、路上や屋外喫煙所の近くなど屋外で不快に感じる機会が相対的に意識されてきたと考えられるのではないかと考えられるのではないかと。



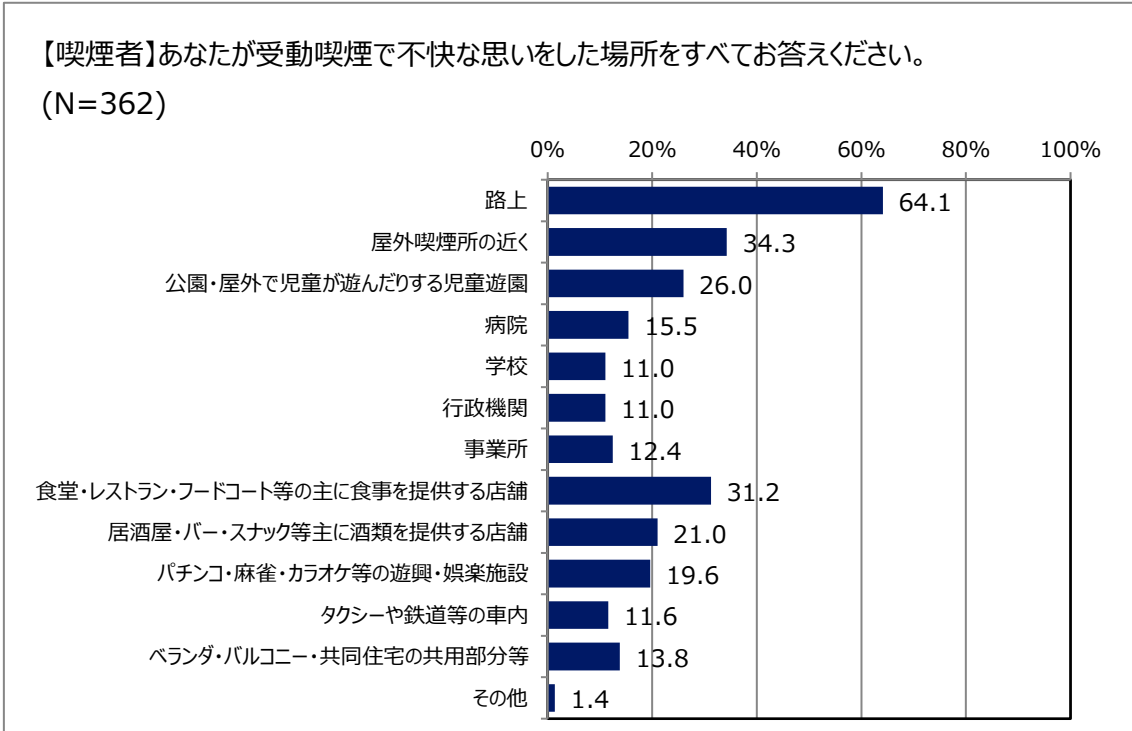


図 20 【喫煙者】受動喫煙で不快な思いをした場所

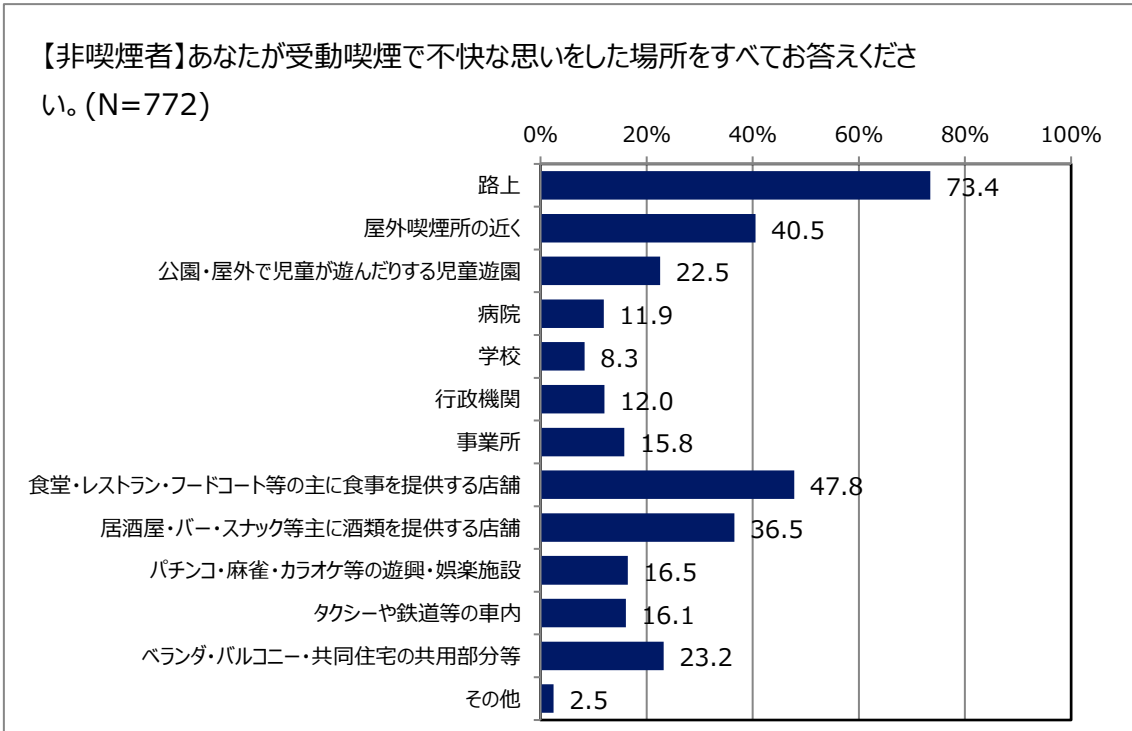


図 21 【非喫煙者】受動喫煙で不快な思いをした場所

#### (4) 喫煙できる場所について

喫煙できる場所や店の増減についてどのように思うか質問したところ、「減ってきたと思う」と回答した人は喫煙者で 66.5% (図 22)、非喫煙者で 49.0%であった (図 23)。屋外の公衆喫煙所や、屋内の喫煙専用室の設置も進んでいるが、喫煙できる場所や店が「増えてきたと思う」という回答は、喫煙者で 4.5%、非喫煙者で 3.9%とわずかにとどまっていた。

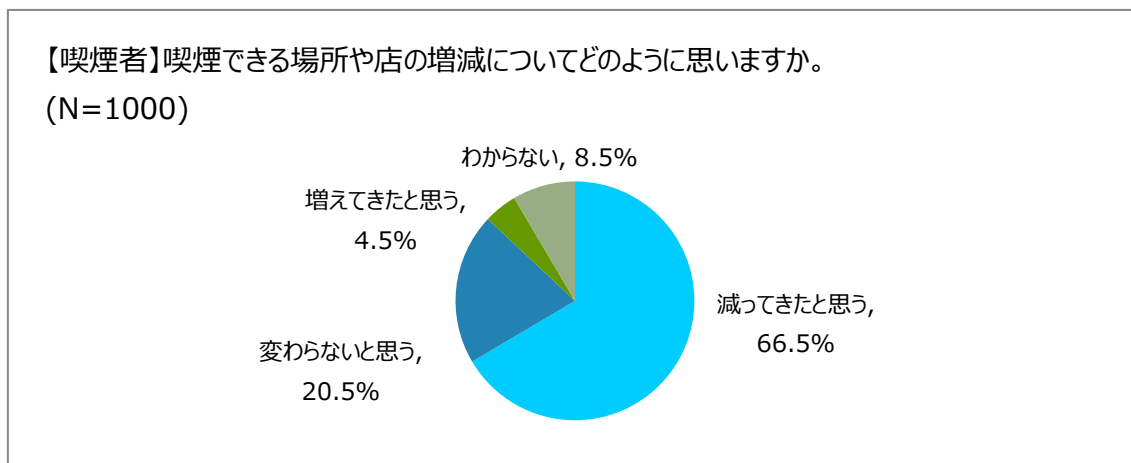


図 22 【喫煙者】 喫煙できる場所や店の増減についてどのように思うか

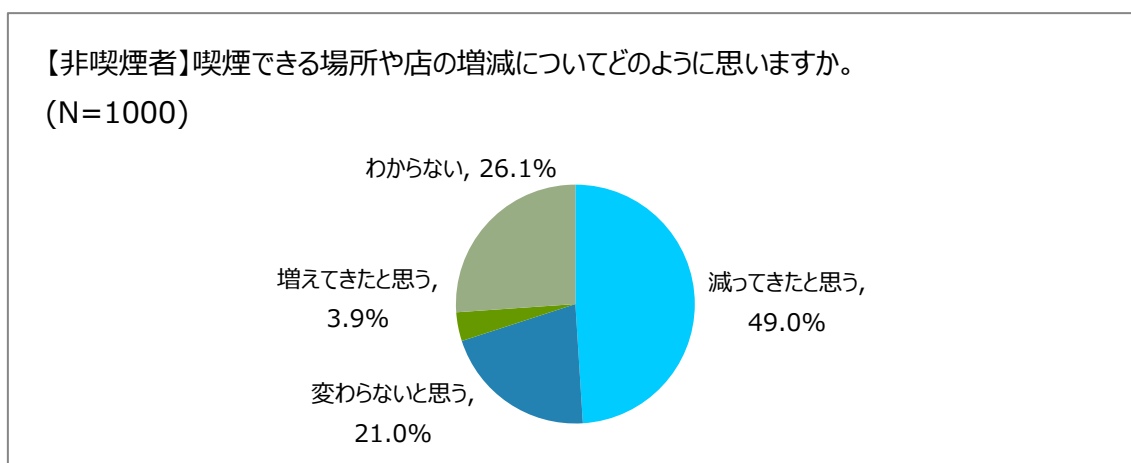


図 23 【非喫煙者】 喫煙できる場所や店の増減についてどのように思うか

喫煙できる場所や店が減ることについてどのように思うか質問したところ、非喫煙者では「賛成」が 69.5%であった (図 25)。一方、喫煙者では「賛成」が 24.4%、「どちらとも言えない」が 43.4%、「反対」が 28.5%と認識がわかれた (図 24)。喫煙できる場所や店が減ることについては、非喫煙者には支持されるが、喫煙者では認識がわかれる結果となっていた。

【喫煙者】喫煙できる場所や店が減ることについて、あなたはどのように思いますか。(N=1000)

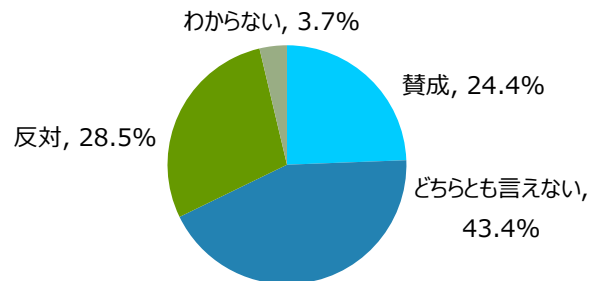


図 24 【喫煙者】 喫煙できる場所や店が減ることについて、どのように思うか

【非喫煙者】喫煙できる場所や店が減ることについて、あなたはどのように思いますか。(N=1000)

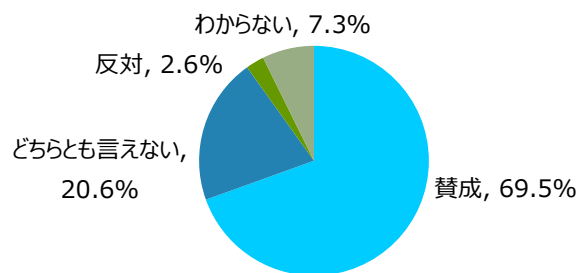


図 25 【非喫煙者】 喫煙できる場所や店が減ることについて、どのように思うか

喫煙所等、喫煙できる場所に入るかどうか質問したところ、喫煙者は「気にしない」が 58.5%、「どちらとも言えない」が 30.0%、「入りたくない」が 11.7%であった（図 26）。これに対して、非喫煙者は「気にしない」が 7.7%、「どちらとも言えない」が 18.7%、「入りたくない」が 73.6%となった（図 27）。喫煙者と非喫煙者では回答が大きく異なっている。喫煙室内の清掃や、室内でのサービス提供など、業務として室内に入る必要がある職種については、従業員の意向を尊重する仕組みを整備するなど、運営管理上の対策が求められることをうかがわせる回答結果となっている。

【喫煙者】あなたは、喫煙所等喫煙できる場所に入ることについて、どう思いますか。(N=1000)

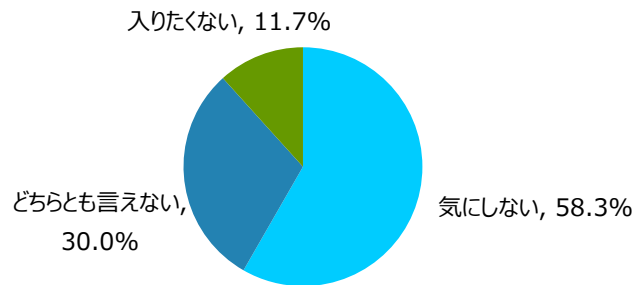


図 26 【喫煙者】喫煙所等、喫煙できる場所に入ることについて、どう思うか

【非喫煙者】あなたは、喫煙所等喫煙できる場所に入ることについて、どう思いますか。(N=1000)

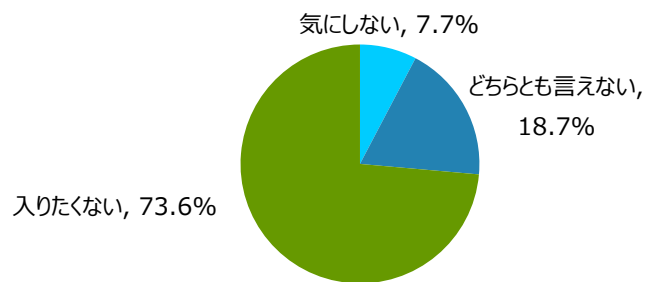


図 27 【非喫煙者】喫煙所等、喫煙できる場所に入ることについて、どう思うか

インターネットの飲食店紹介サイトの喫煙状況がわかる項目について、飲食店を選ぶ際に参考にするかどうか質問した。「参考にする」と回答した人は喫煙者で32.2%、非喫煙者では24.7%であり、喫煙者の方が非喫煙者よりも飲食店紹介サイトの喫煙状況に注目している結果となった（図 32、33）。

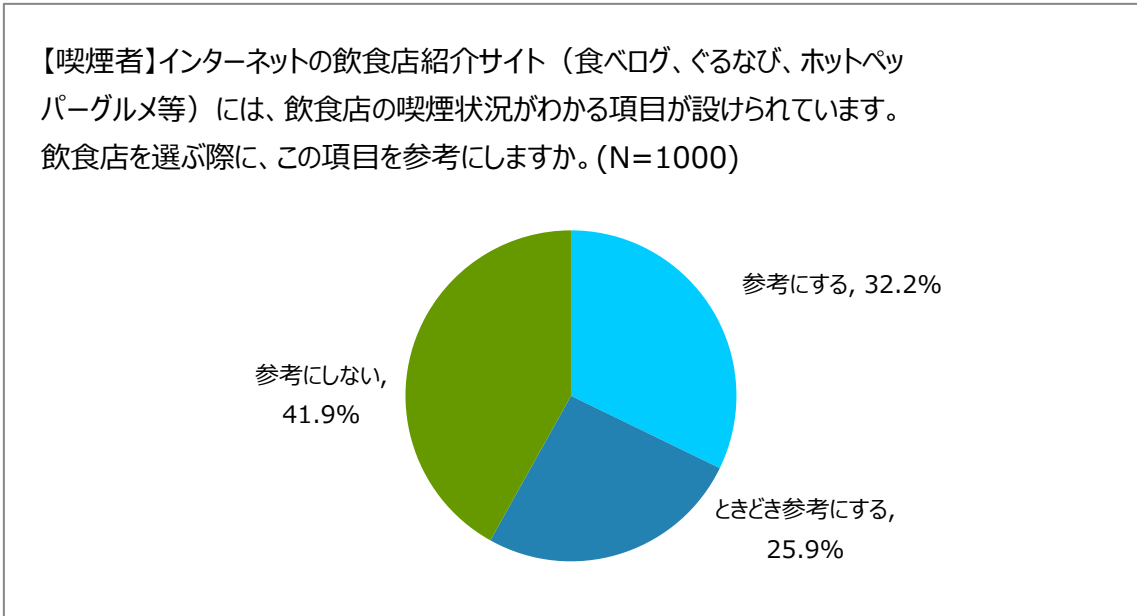


図 32 【喫煙者】飲食店を選ぶ際に、飲食店の喫煙状況がわかる項目を参考にするか

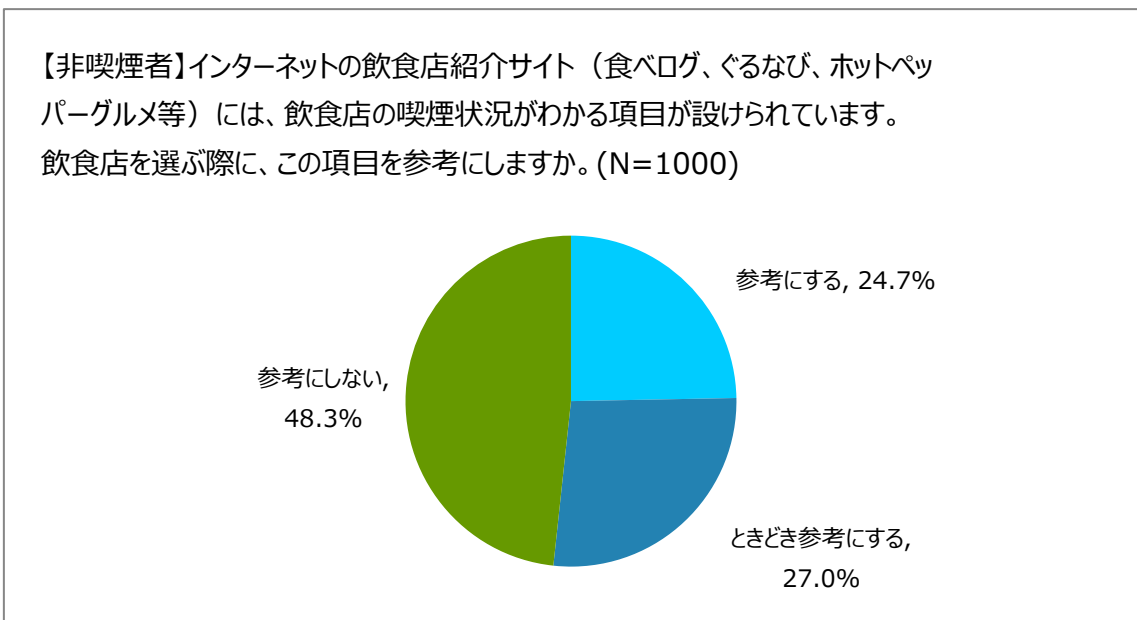


図 33 【非喫煙者】飲食店を選ぶ際に、飲食店の喫煙状況がわかる項目を参考にするか

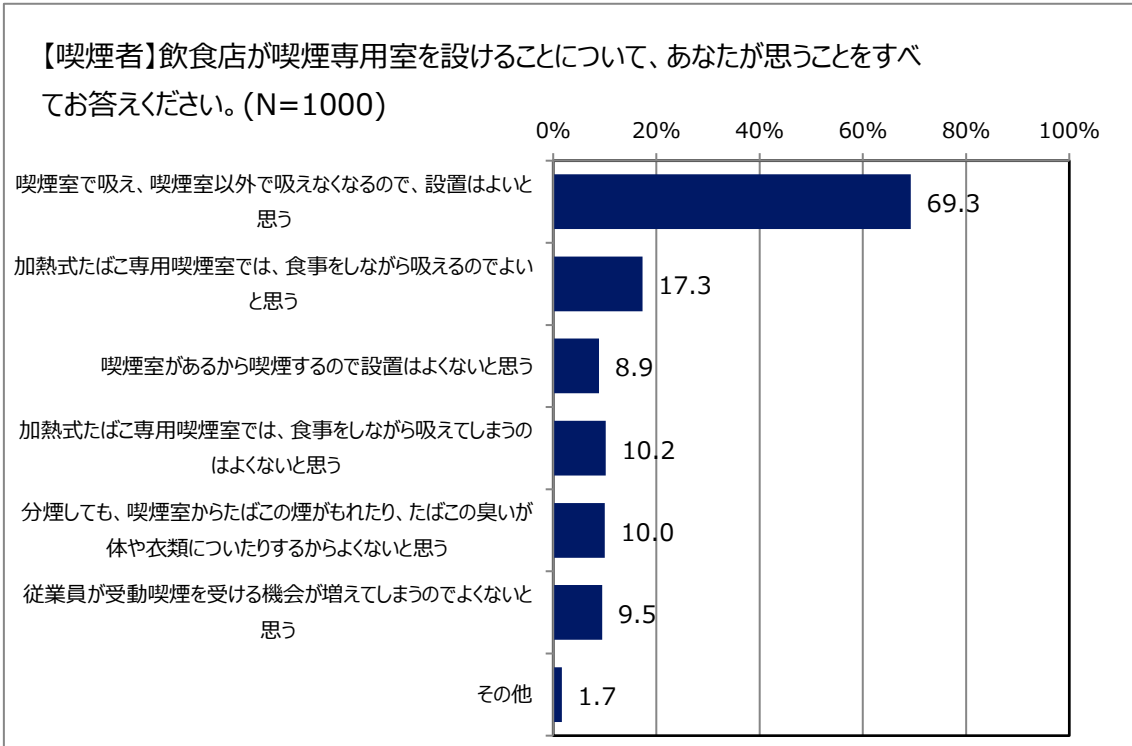


図 34 【喫煙者】喫煙専用室を設けることについて、思うこと

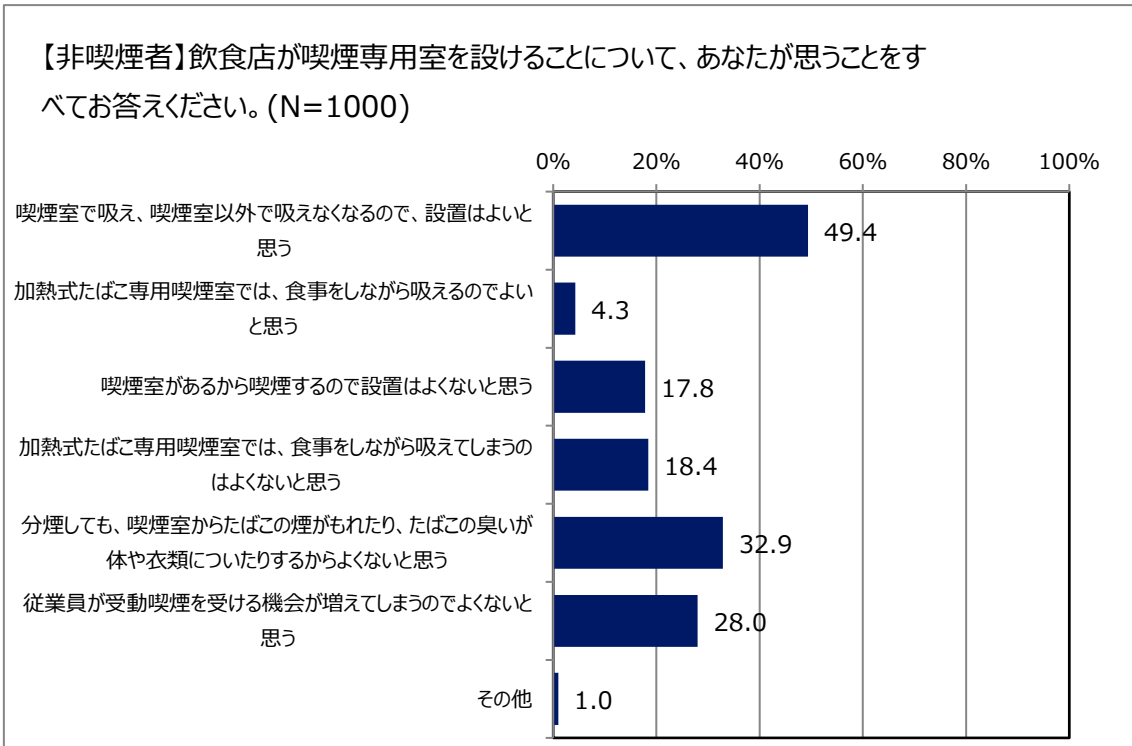


図 35 【非喫煙者】喫煙専用室を設けることについて、思うこと

飲食店が喫煙専用室を設けることについてどう思うか質問したところ、「喫煙室で吸え、喫煙室以外で吸えなくなるので、設置はよいと思う」と答えた人は喫煙者で 69.3%、非喫煙者では 49.4%であった（図 34、35）。喫煙者は飲食店が喫煙専用室を設置することを肯定的に評価している。一方、非喫煙者では飲食店が喫煙専用室を設けることについて肯定的な認識と否定的な認識の両方があることを示す結果となっていた。

非喫煙者では「分煙しても、喫煙室からたばこの煙がもれたり、たばこの臭いが体や衣服についたりするからよくないと思う」が 32.9%、「従業員が受動喫煙を受ける機会が増えてしまうのでよくないと思う」が 28.0%であった。

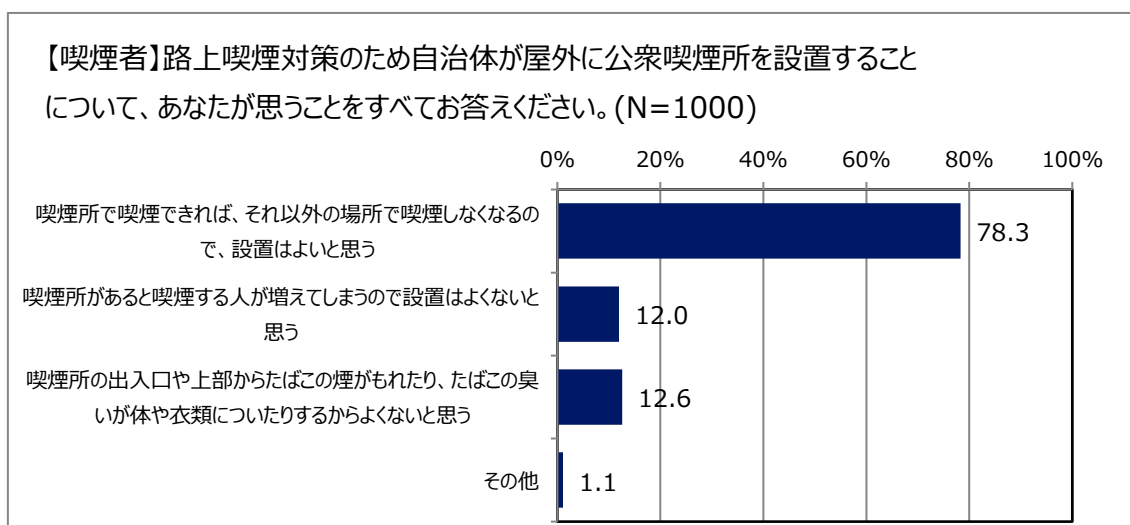


図 36 【喫煙者】自治体による屋外公衆喫煙所の設置について思うこと

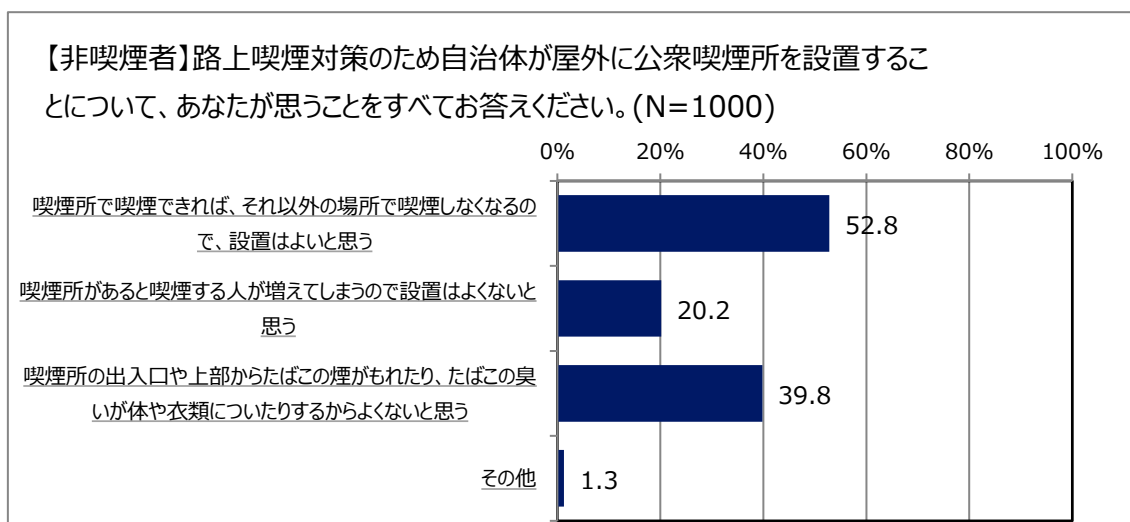


図 37 【非喫煙者】自治体による屋外公衆喫煙所の設置について思うこと

路上喫煙対策のため自治体が屋外に公衆喫煙所を設置することについて質問したところ、「喫煙所で

喫煙できれば、それ以外の場所で喫煙しなくなるので、設置はよいと思う」と答えた人は喫煙者で78.3%、非喫煙者で52.8%であった（図36、37）。また、非喫煙者は「喫煙所の出入口や上部からたばこの煙がもれたり、たばこの臭いが体や衣類についたりするからよくないと思う」と答えた人が39.8%存在した（図37）。

路上喫煙対策のための屋外の公衆喫煙所についても、飲食店の喫煙専用室設置と同様の傾向が見られた。喫煙者は屋外の公衆喫煙所の設置を肯定的に捉えているのに対して、非喫煙者では肯定的な認識と否定的な認識の両方があることを示す結果となっていた。

### （5）政府に力を入れてほしいたばこ対策

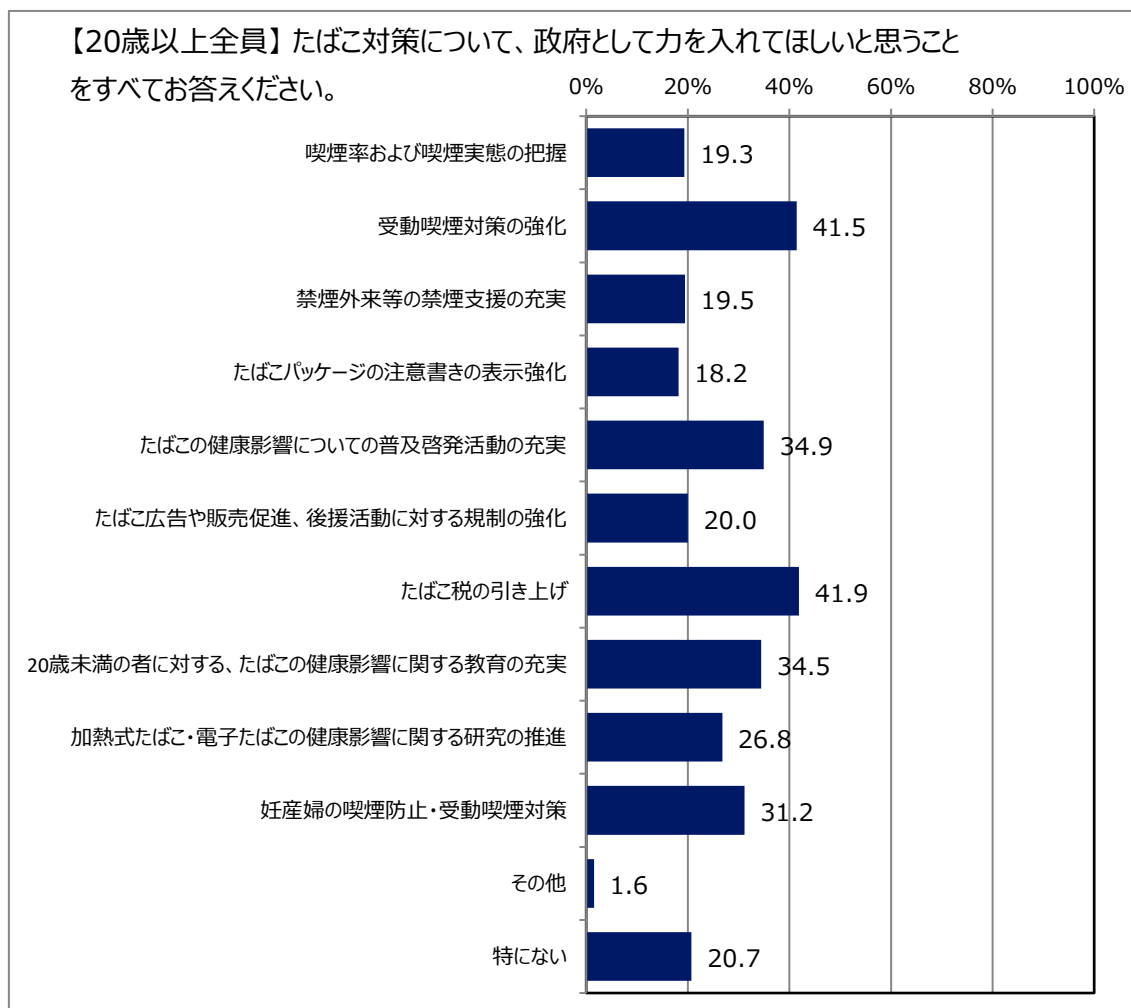


図 38 【20歳以上全員】たばこ対策について、政府として力を入れてほしいと思うこと（ウエイトバック）

たばこ対策について政府として力を入れてほしいと思うことを質問したところ、「たばこ税の引き上げ」が41.9%、「受動喫煙対策の強化」が41.5%となった。次いで、「たばこの健康影響についての普及啓発活動の充実」が34.9%、「20歳未満の者に対する、たばこの健康影響に関する教育の充実」が34.5%であった（図38）。



#### 4. 参考資料

##### (1) 2020年4月完全施行、改正健康増進法のポイント

 <p>多くの施設で <b>屋内が原則禁煙</b></p>	 <p>20歳未満は客・従業員ともに <b>喫煙エリアへ立入禁止</b></p>	<p>たばこ煙の流出防止にかかると <b>技術的基準</b></p>
--	---	--

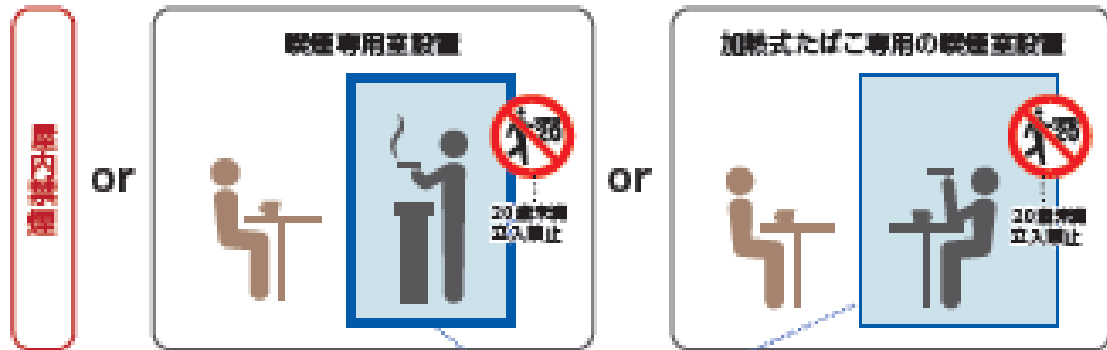
健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設、車両において、原則屋内禁煙となります。違反者には罰則が適用されることもあります。

20歳未満の方については、喫煙エリア（屋内、屋外を合わせたすべての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。

喫煙専用室等におけるたばこ煙の流出防止にかかると技術的基準が定められています。

喫煙者の数員および客の中心にあたって、営業場所の喫煙喫煙を防止するための基準に関する事項を明示することが求められます。

##### 事務所、工場、ホテル・旅館の共用部、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等



##### 屋外への流出防止措置

- ① 出入口において屋外から室内に流入する空気の気流が0.2m/s以上であること
- ② たばこ煙(蒸気を含む、以下同じ。)が室内から屋外に流出しないよう、壁、天井等によって囲まれていること
- ③ たばこ煙が屋外又は外部に排気されていること\* \*一部、一部の経過措置が認められる場合があります

##### 【経過措置】 既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗 **届出が必要**



既存の経営規模の小さな飲食店については、直ちに喫煙専用室等の設置を求められることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、喫煙可能店も選択可能としています。



##### 条件

- 1: [既存事業種別] 2020年4月1日時点で、業に存する飲食店
- 2: [資本金] 資本金または出資の総額が5,000万円以下
- 3: [面積] 専有面積100㎡以下



事務所、工場、ホテル・旅館の共用部、  
飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、  
国会・裁判所等

●個人の自由やホテル等の運営など、  
人の暮らしの用に供する場合は適用除外

**喫煙専用室**  
(紙巻、加熱式たばこの喫煙可)  
(飲食等の提供不可)



施設の  
出入口



喫煙室  
出入口



**加熱式たばこ専用室**  
(紙巻たばこの喫煙不可)  
(飲食等の提供可)



施設の  
出入口



喫煙室  
出入口



**【経過措置】** 既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗



●店舗全体を飲食・喫煙可能な  
喫煙可能店にできる\*

\*当該店舗の一部を飲食・喫煙可能な喫煙可能室とする  
こともできます。喫煙可能室はたばこの煙の流出防止  
にかかる技術的基準を満たす必要が異なります。

店舗



シガーバーなど喫煙を  
サービスの目的とする施設、  
たばこ販売店・公衆喫煙所

●施設内で喫煙可能

施設の  
出入口



OR



## (2) 2023年世界禁煙デーのWHOテーマ

Grow Food, not tobacco

食料を生産しよう、たばこではなく



たばこ栽培は、私たちの健康、農家の健康、地球の健康に害を及ぼします。たばこ産業は、たばこの栽培から転作しようとする試みを妨害し、世界の食糧危機を助長しています。

本キャンペーンは、各国政府に対し、たばこ栽培への補助金を廃止し、その分を農家が食料安全保障と栄養を改善する、より持続可能な作物への転換を支援することを奨励するものです。

### キャンペーンの目的

たばこ栽培への補助金を廃止し、貯蓄を農家の転作を支援する作物代替プログラムに使用し、食料安全保障と栄養を改善するよう政府を動員する。

たばこ農家のコミュニティは、たばこ栽培から離れ、持続可能な作物を栽培することの利点について、意識を高めます。

たばこ栽培を減らすことによって、砂漠化や環境の悪化と闘う努力を支援します。

持続可能な生計を阻害する業界の取り組みを明らかにします。

キャンペーンの成功の重要な指標は、たばこ栽培への補助金の廃止する政府の数です。

(3) 厚生労働省 禁煙週間のテーマ

たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～

令和5年5月31日（水）から令和5年6月6日（火）まで

本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人 国立がん研究センター  
〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1  
がん対策研究所  
がん情報提供部 たばこ政策情報室  
TEL : 03-3542-2511 (代表)  
E-mail : tobacco@ncc.go.jp